

## 船舶事故調査報告書

平成23年1月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 山本 哲也  
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年5月9日 13時ごろ～21時30分ごろの間）
発生場所	東京都沖ノ鳥島から南南東方360海里（M）付近（概位 北緯15°15′ 東経139°57′）
事故調査の経過	平成22年6月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第二十三 <sup>たか</sup> 鷹丸、19トン 295-38145高知、個人所有 16.85m（Lr）×4.08m×2.10m、FRP ディーゼル機関、558kW、平成5年7月 船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月10日 免許証交付日 平成19年7月17日 （平成25年6月30日まで有効） 甲板員A 男性 21歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか7人（日本国籍3人、インドネシア共和国籍5人）が乗船し、沖ノ鳥島から南南東方360M付近において、まぐろ延縄漁業の操業中、平成22年5月9日13時ごろ、船長、機関長及びコックを除く全員で揚げ縄作業を開始した。 甲板長は、揚げ縄中、21時30分ごろ、北緯15°15′ 東経139°57′ 付近海域で、漁具を前部甲板から後部甲板漁具格納庫に持って行った甲板員Aが戻ってこないことに気付いた。 甲板長は、後部甲板で、漁具、甲板員Aの靴及び作業衣（雨合羽）を認めたが、甲板員Aの姿は本船内で発見できなかった。 本船は、21時45分ごろ、周辺海域で同甲板員の捜索を開始したが、発見できなかったため、22時42分ごろ、海上保安庁に通報した。 5月10～11日、僚船2隻及び米国沿岸警備隊航空機が捜索を実施したが、同甲板員は発見されず、後日、死亡認定がされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 不明、視界 良好、水温 約29℃ 海象：平穏
その他の事項	前部甲板から後部甲板漁具格納庫に至る通路（長さ約7m、幅約70cm）

	<p>及び後部甲板は、ブルワーク（高さ約110cm、幅約15cm）で囲われ、天井に作業灯が設置されていた。</p> <p>甲板員Aは、操業中、船内の便所は使用せず、作業衣及び靴を脱ぎ、船尾ブルワークに乗って、しゃがんで排便をすることがあった。</p> <p>甲板員Aは、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>甲板員Aは、ふだんから、操業中、作業衣及び靴を着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、本船に約1年3ヶ月乗船していた。</p> <p>本船は、事故当時、船体が大きく動揺することはなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、北緯15°15′東経139°57′付近海域で操業中、13時ごろから揚げ縄作業を開始し、21時30分ごろ、甲板員Aがいないことに気付いたことから、この間において、甲板員Aが落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業衣及び靴を後部甲板に置いていたことから、船尾ブルワークで用を足していた際、落水した可能性があると考えられるが、甲板員Aが落水した状況については、目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が北緯15°15′東経139°57′付近海域で操業中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	